

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について

農林水産省 農産園芸局 環境保全型対策室 課長補佐 松尾 元

はじめに

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が、去る10月25日に施行された。本法は、「肥料取締法の一部を改正する法律案」及び「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案」とともに、いわゆる「環境3法」として第145回国会において審議され、7月22日に衆議院本会議において可決・成立、7月28日付けをもって公布されたものである。

本稿では、本法制定の背景についてまず述べ、支援制度の仕組みの概要等について紹介することとしたい。

1 背景

農業は、食料の供給という役割に加え、自然環境の保全や水源のかん養といった多面的機能を有している。農業が、将来にわたりこのような機能を発揮していけるようにするためには、農業生産のあり方について、環境と調和しつつ持続的な生産を行うことが可能であるという本来の特質を十分生かせるようなものとするのが重要である。

このような観点に立ち、これまで「環境保全型農業」の推進を農政の柱の一つに位置付け、土づくりや化学肥料・農薬の使用の低減等を推進してきた。

しかしながら、農業者段階における取組はいまだに不十分な状況にあり、土づくりの減退、化学肥料・農薬への過度の依存による農地の生産力の低下、営農環境の悪化の状況もみられるのみならず、一部の地域においては農業生産活動が原因とみられる環境負荷の問題も生じてきている(表1、図1)。

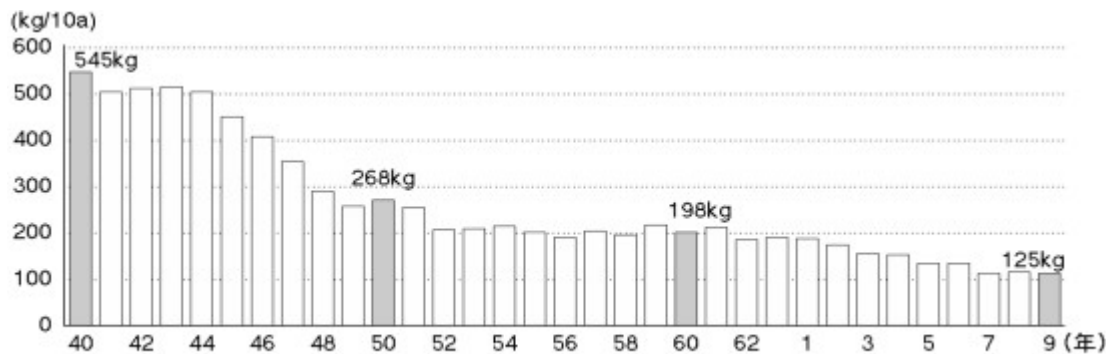
表1 農業者の環境保全型農業への取組状況

区 分	水 稻	野 菜				果 樹
		果 菜 類		根 菜 類	葉 茎 菜 類	
		(露 地)	(施 設)			
実 数(戸)	107,300	14,900	17,700	16,200	25,300	23,200
割 合(%)	5	1	1	1	1	5

資料：農林水産省「環境保全型農業耕種部門調査」(平成9年10月)

(注) ここでの「環境保全型農業」は、地域の通常の使用量に比べ化学肥料又は農

1. 薬を節減あるいは使用しなかった農業。
2. 調査対象は、全国の農協で水稻、野菜及び果樹の生産指導・集出荷に取り組んでいる約2,400の農協に属する者である。
3. 割合は、95年農業センサスにおける各作目別農家戸数に対する割合である。
4. 各区分ごとの農業者数には相互に重複があり得る。



(資料) 米生産費調査(統計情報部)

図1 稲作におけるたい肥の施用量の推移

また、有機農産物ブームにみられるように、化学肥料や農薬の使用を控えた農産物等に対する消費者や実需者のニーズが高まっている。

こうした緊急の課題に応えるため、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及・浸透を図ることとし、それに取り組む農業者に対する支援措置等を講ずるための新たな法制度を創設することとしたものである(図2)。

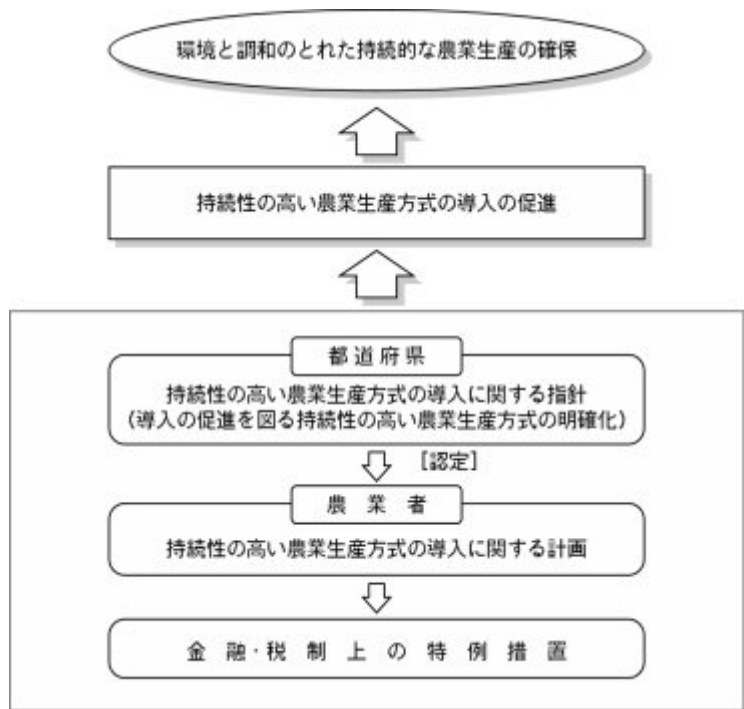


図2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律概念図

2 本法の具体的な内容

(1) 持続性の高い農業生産方式

「持続性の高い農業生産方式」は、農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、たい肥その他の有機質資材の施用、施肥及び病害虫等の防除に関する技術のうち、土壌の性質の改善、化学肥料・農薬の使用の低減の効果が高いものすべてを用いて行われるものであり、農林水産省令で定めることとされている(図3)。この生産方式を構成する技術は表2に示した。

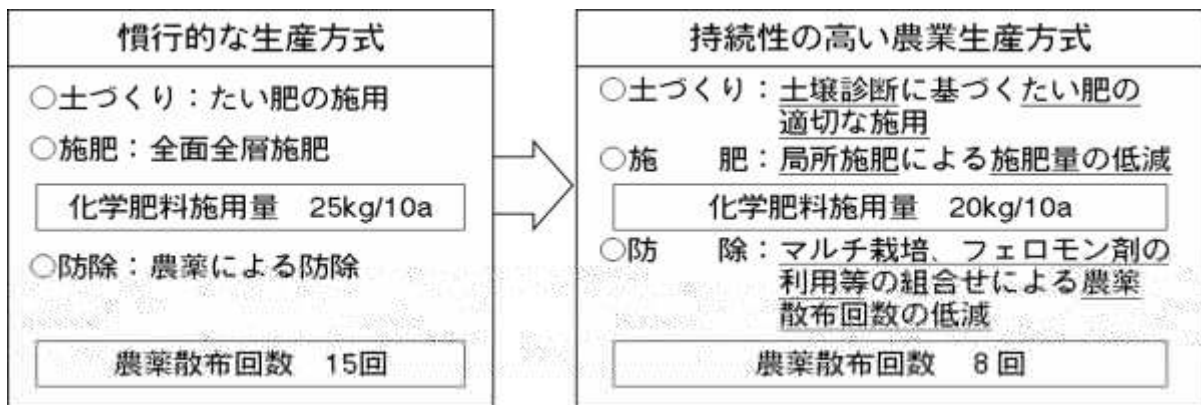


図3 持続性の高い農業生産方式のイメージ(キャベツの例)

表2 持続性の高い農業生産方式を構成する具体的な技術の内容

技術名	概要
1 土づくりに関する技術	土壌の調査を行い、その結果に基づきたい肥等有機質資材を施用する技術
①たい肥等有機質資材施用技術	
②緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、レンゲ等の緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術
2 化学肥料低減技術	

	①局所施肥技術	化学肥料を作物の根の周辺の肥料が利用されやすい位置に集中的に施用する技術
	②肥効調節型肥料施用技術	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術
	③有機質肥料施用技術	なたね油かす等の有機質肥料を化学肥料に代替して施用する技術
3	化学農薬低減技術	
	①機械除草技術	機械を用いて、畝間・株間に発生した雑草を物理的に駆除する技術
	②除草用動物利用技術	アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草を行わせる技術
	③生物農薬利用技術	天敵等を利用し、病害虫を駆除する技術
	④対抗植物利用技術	土壌の線虫の生育を妨げる物質を分泌する植物を栽培することにより、当該線虫を駆除する技術
	⑤被覆栽培技術	不織布、フィルム等の被覆資材により作物を病害虫から物理的に隔離する技術
	⑥フェロモン剤利用技術	害虫のメスが放出するフェロモンを利用し、オスをトラップで捕殺したり、交信を攪乱する技術
	⑦マルチ栽培技術	田畑の表面を紙、フィルム等で被覆し、雑草の発生を抑制する技術

(2) 導入指針

都道府県は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(以下「導入指針」という。)を定め、これを遅滞なく公表することとされている。

本指針は、農業者が目標とすべき作物別・地域別の具体的な生産方式を明らかにするものであり、当該都道府県における土壌条件、気象条件等を踏まえて適切に区分した地域ごとに示すものである。

なお、導入指針については、例えば、施肥又は防除に関する技術の研究開発の進展その他必要が生じた場合には変更することができることとされている。

(3) 導入計画

農業を営む者は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨認定を受けることができることとされている。

具体的には、

- ① 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
- ② ①の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入等を記載することとされており、その導入計画が、導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、認定するものとされている。

この認定を受けることにより、後述する金融・税制上の支援措置を受けられることとなる。

なお、計画の認定を受けた農業者がその導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、都道府県はその認定を取り消すことができることとされている。

(4) 農業改良資金助成法の特例制度

本制度は、導入計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)が、その導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要な機械、施設等の装備に必要な農業改良資金(環境保全型農業導入資金)について、特例措置を講ずるものである。

具体的には、貸付限度額の基準となる標準資金需要額が10アール当たり20万円から32万円に引き上げられるとともに、償還期間(据置期間を含む。)についても、10年以内から12年以内に延長されることとなる。

(5) 税制上の特例措置

導入計画の認定を受けた農業者が以下の農業機械を取得した場合、導入の初年度において、取得価額の30%の特別償却又は取得価額若しくはリース費用の100分の60の7%の税額控除(所得税額の20%を限度)を選択適用できることとされている。

- ① 自走式マニュアルプレッダー
- ② 自走式トレンチャー
- ③ 側条施肥田植機
- ④ 自走式畝立マルチ施肥機
- ⑤ 紙マルチ田植機

3 関連対策

農林水産省は、本法の制定と併せて、平成11年度から、持続性の高い農業生産方式の普及・浸透を図るための関連施策の充実を行った。

例えば、農業生産体制強化総合対策(補助事業)においては、このような生産方式の地域ぐるみの取り組みを支援するため、地域農業改良普及センターを核とした実証ほの設置・運営、先導的な農業者による技術・経営両面からの濃密指導とともに、生産方式の導入に必要なたい肥化施設の整備等を推進している。

また、試験研究の面では、新たな肥効調節型肥料の開発、天敵昆虫等を組み合わせた総合的病害虫防除技術の確立等の技術開発を推進することとしている。

おわりに

本法の可決・成立に先だって、「食料・農業・農村基本法」が、新しい農業基本法として公布施行されている。この基本法においては、農業の持続的な発展のため、農業の「自然循環機能の維持増進」が不可欠であり、そのためには、農薬や化学肥料の適正な使用の確保とともに、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進に資する施策が必要である旨明記されている。

本法を含めた環境3法は、この基本法の目指す施策の基本的な方向にも沿ったものであり、今後は、本法に基づく支援措置の積極的な活用により、我が国農業の持続的な発展が図られるよう関係者の方々のご理解とご協力をお願いしたい。